

＜対策のポイント＞

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、**実需者との結び付きの下で新市場開拓用米等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**するとともに、需要の創出・拡大に向けた**実需者の製造機械・施設整備等を支援**します。

＜事業目標＞

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 41,000百万円

水田リノベーション産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援**します。

対象作物	助成単価
新市場開拓用米、麦、大豆、 高収益作物（野菜等）、子実用とうもろこし	4万円/10a
加工用米	3万円/10a

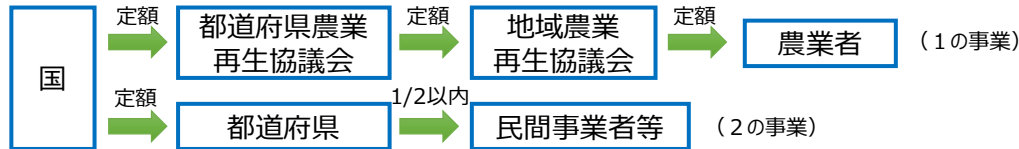
- ※1 令和4年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。
- ※3 高収益作物及び麦・大豆については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和4年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。

2. 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援 1,000百万円

① **需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援**
プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた**加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援**します。
（補助率：1/2以内）

② **新市場開拓に取り組む実需者による施設整備等支援**
新市場開拓用米の複数年契約を産地と結び、輸出等に取り組む実需者による保管施設の整備等を支援します。（補助率：1/2以内）
※ ①②とも、事業実施主体は農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト（KKP）に加入していることを要件とします。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【水田リノベーション産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物、麦・大豆、子実用とうもろこしについて、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

新市場開拓用米、加工用米



〔例〕 直播栽培

高収益作物、子実用とうもろこし



排水対策

麦・大豆



土壌診断に基づく施肥

需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援



〔例〕 輸出向けパックご飯の製造ライン増設



冷凍野菜製造ラインを国産野菜仕様に切り替える改修



新市場開拓用米等の保管倉庫の整備

【お問い合わせ先】

- （1の事業） 農産局企画課 (03-3597-0191)
- （2①の事業） 穀物課 (03-6744-2108)
- （2②の事業） 企画課 (03-6738-6069)

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

収入保険の加入経営体数の増加（12万経営体〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

30,382（15,887）百万円

① 農業経営収入保険料国庫負担金

保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金

積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険事業事務費負担金
円

2,152（1,855）百万円

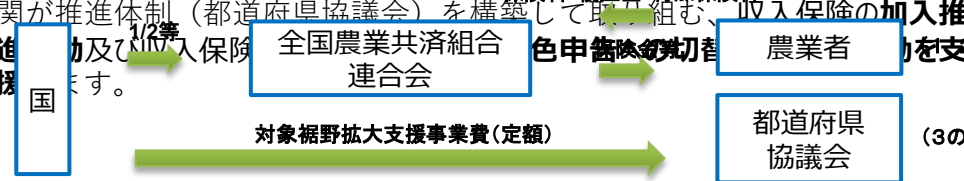
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

3. 収入保険対象裾野拡大支援事業

900

（一）百万円

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

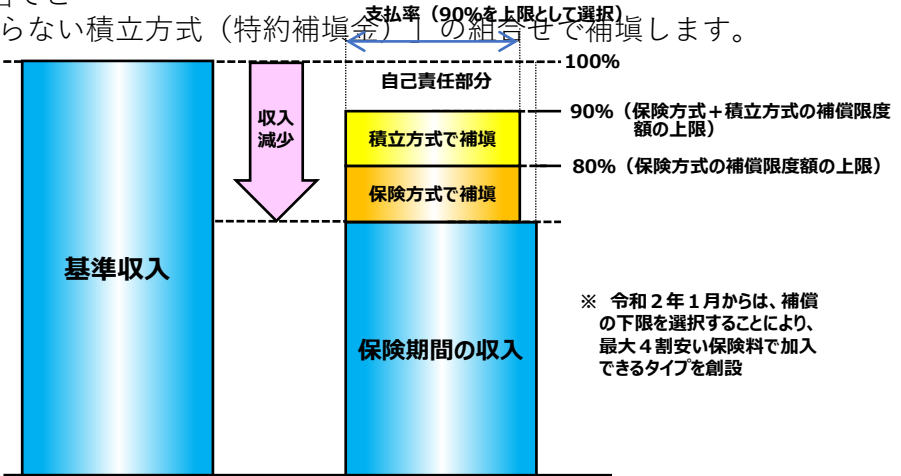
収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、

② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てと

ならない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

（１）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
（いずれも規模要件はありません）

※ 集落営農の要件は、2要件（①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

（２）対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

【10a当たり標準的収入額とは】

直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

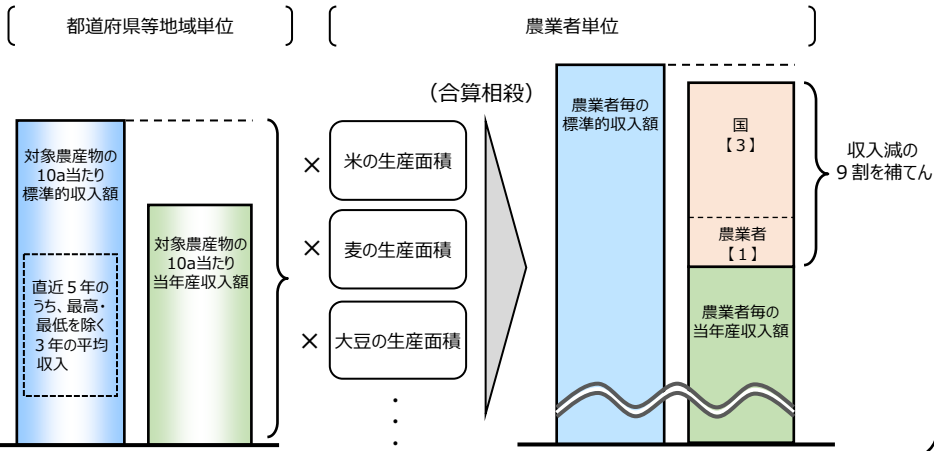
【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

（３）ナラシ対策の仕組み

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



（４）収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。